

会員各位

自動車検査証の電子化についての情報提供（参考）

北海道行政書士会札幌支部業務企画部

会員の皆様へ令和5年1月からの自動車検査証(以下「車検証」と言う。)の電子化について、車検証券面記載の事項が変更になることについてお知らせいたします。

券面記載事項は以下の通りですので、記載事項以外の”申請に必要な事項”についてはICタグに記録された事項をアプリ等で表示・印刷するなどして確認する必要がありますのでご注意ください。

<券面記載事項>

自動車登録番号/車両番号	燃料の種類
車台番号	総排気量又は定格出力
交付年月日	自家用・事業用の別
使用者の氏名又は名称	用途
車名・型式	乗車定員/最大積載量
型式	車両重量/車両総重量
自動車の種別	軸重（前前・前後・後前・後後）
長さ/幅/高さ	初度登録年月/初度検査年月
車体の形状	●車両識別符号（車両ID）
原動機の型式	※車両ごとに不変の番号として電子化に伴い付与

<電子車検証（券面）の見本>

自動車検査証 令和4年12月1日 東京運輸支局長 41123000011

自動車登録番号又は車両番号	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
東京 310 お 1001	令和4年12月	普通	乗用	自家用	98765	0001
車名			車体の形状			
コクドコウツウ			箱型			
車台番号			燃料の種類		総排気量又は定格出力	
SHADAI-001			ガソリン		1.59 kW	
型式	原動機の型式	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	
ZXX-ABC99	ABC-3DE	750 kg	- kg	- kg	600 kg	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
5人	- kg	1350 kg	1625 kg	448 cm	173 cm	149 cm
使用者の氏名又は名称						
国土交通						
備考						
NOx・PM不適合、SLD付、タンク車 メチルエチルケトン 10000L 1.000 クロールスルホン酸 10000L 1.000 クロールベンゾール 20000 L 1.000 その他 10000L 1.000 積載は設置許可証による。、改造内容 軸距 車わく 操縦装置 燃料装置、燃料主 メタノール (M100又はM85) 補助 ガソリン又は軽油 21年排出ガス規制適合 28年排出ガス規制適合 排ガス			燃費影響装置等変更 原動機型式打刻位置 シリンダーブロック側面上部 (右側) 燃料タンク 1個 200L 300L、車台番号打刻位置 前輪ストラットハウジング上面 (左側) シリアル番号 12345678901234567890123, その他			
T202301AA00001			1234			

Sample

裏面もご覧ください。

電子車検証の例：A6版+ICタグ内蔵部（ほぼ原寸）

以下に業務と券面記載等について例示します。

<変更登録>	
使用者の住所のみ変更される場合	券面記載外・I Cタグ書込み
所有者の住所のみ変更される場合	券面記載外・I Cタグ書込み
使用者が変わる場合	券面記載・電子車検証の運輸支局への持込必要
使用の本拠の位置が変わる場合	券面記載外・I Cタグ書込み
転入（住所の変更に伴う管轄変更）	券面記載・電子車検証の運輸支局への持込必要
<記載変更>	
使用者の氏名・名称が変わる場合（婚姻、法人の名称変更等）	券面記載・電子車検証の運輸支局への持込必要
小型二輪、使用者に変更ない場合	券面記載外・I Cタグ書込み
小型二輪、使用者に変更ある場合・番号変更(転入)を伴う使用者の住所変更の場合	券面記載・電子車検証の運輸支局への持込必要
<移転登録>	
所有権留保の解除、使用者の住所に変更ない場合	券面記載外・I Cタグ書込み
所有者名義変更、使用者の変更ない場合	券面記載外・I Cタグ書込み
所有者名義変更、使用者の変更ある場合	券面記載・電子車検証の運輸支局への持込必要
相続	窓口申請・電子車検証の運輸支局への持込必要
<抹消登録>	
一時抹消・永久抹消・輸出抹消	運輸支局への電子車検証の持込必要（登録識別情報等通知書は紙で交付）
<その他>	
番号変更	券面記載・電子車検証の運輸支局への持込必要
継続検査（有効期限のみ変わる場合）	券面記載外・I Cタグ書込み
軽二輪の手続き（検査対象外軽自動車）	運輸支局への届出済証の持込必要（軽自動車届出済証は紙で交付）
備考欄記載外の事項の確認（ダンプの営業番号等）	アプリを使用して内容読み込み（要I Cカードリーダー等、印刷可）
抵当権の確認等	登録事項等証明書で確認（紙で交付）

※運輸支局への電子車検証の持込が必要ないのは**OSS申請の場合のみ**であり、券面記載事項に変更ない場合に限られます。**OSS以外の窓口申請や、券面記載事項が変更される場合は運輸支局への電子車検証持込が必須**です。

※窓口申請の場合も添付書類等と突合の際、電子車検証の券面記載以外の内容を確認する必要があります。（使用者・所有者が同一か否かを確認するなど）なお、申請書類・添付書類の取り扱いについては、従来通りとのことです。

自動車登録以外の業務（建設業経審等）で車検証の確認が必要になる場合もありますので詳細は以下の特設サイトにてご確認いただきたく、よろしくお願いたします。

（参考）国土交通省電子車検証特設サイト（ <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/> ）